

令和4年度第4回宮城県環境審議会

日 時：令和5年3月20日（月曜日）

午後1時30分から3時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、19人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（佐藤環境生活部長（以下「佐藤部長」））

3 議 事

<吉岡会長> 早速審議に入らせていただきたいと思います。環境関連の話題というのは、昨今非常に多くなってきております。特に制度的なところから、システムづくり、それに対してどのような技術を乗せていくのか、或いはそれをどういうふうに社会実装していくのか、ただそれを進めるにあたって、行政の役割というのは、特に環境分野につきましては、非常に大きいという認識でございます。この審議会、そういったところを後押しするということもございますので、ぜひ積極的な意見交換の場としたいと思っておりますので、どうぞ活発な御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは議事に移らせていただきます。

（1）審議事項

① 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

<吉岡会長> 本日議題として審議事項1件が予定されてございます。

審議事項の①「令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について」でございます。こちらにつきましては、今年の1月に知事から諮問がございまして、書面で各委員に意見照会を行ったほか、水質専門委員会において調査を行っていたものでございます。本日はこの審議会の場で御審議いただきまして、答申を行うという流れでございます。

それでは本件につきまして、担当課の方から説明をお願いします。

<環境対策課> （資料審①-1から審①-参考資料3に沿って説明）

<吉岡会長> ありがとうございます。それでは早速委員の方々から御質問御意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。水質専門委員会委員の江成委員の方からお願いいたします。

<江成委員> 水質専門委員会議の座長を務めております江成でございます。ただいま担当課から御説明がありましたけれども、資料の審①-5に、水質専門委員会議の主な議論ということでまとめていただきました。この中で特に、説明にもあったのですが、いろいろな環境に関する問題点が出てくるとそれに対応して監視をするということで、どうしても水質測定地点が増えていく傾向にならざるをえないところがあります。一方で、やはり昨今の脱炭素化というふうなことがクローズアップされてきていますので、水質測定をしたり分析をしたりということでも、エネルギーを使っているわけですので、できる限りそういった視点からも検討して、監視計画、水質監視という基本的な目的を達成するために、メリハリをきかせた計画としていく必要があるだろうという意見が出されました。

さらに今回も2地点ほど増えたんですけれども、地下水の問題が徐々に出てきているということがあります。なかなか地下水というのは流れが見えないものですから、その原因をきちんと特定するということに困難さがありますので難しいところではあるのですが、できるだけ全国のいろんな知見も踏まえて、それを活かして検討していくという方向を確認いたしました。以上が水質専門委員会議での主な内容でございます。

<吉岡会長> ありがとうございます。それではただいまの補足的な説明も含めまして、委員の皆様から御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思いますが、特にございませんか。

香野委員どうぞ。

<香野委員> ただいまの江成先生のお話、地下水を引き抜いてというのは、枯らしてしまうということですか。これは、審①-5の一番下に、積極的に地下水を引き抜いて改善するというのがありますが、引き抜くというのは、水を全部くみ上げて枯らしてしまうという意味でしょうか。

<吉岡会長> 江成委員からでもよろしいですか。

<江成委員> もちろん条件がありますけれども、その地下水がどういうふうに流れているかということ把握した上で、その地下水が部分的に滞留しているような状況であれば、それを引き抜いて改善するという手法もありうるだろうと思います。しかし、地下水の流れが非常に広範で、基本的にはどこからどこに流れているがよくわからない状況だと、必ずしもこれは妥当な方策とは言えないということですので、その地下水

の流れをある程度把握した上で必要な対策というものを考えていく必要はあるだろうと。引き抜いて改善できるような条件があれば、そういった対策も検討する必要があるかとそういう議論でございました。

<香野委員> その井戸を潰すということもあり得るということですか。

<江成委員> 井戸を潰すというよりも、現実にもう井戸を使わないようにしているという事例はあります。ですからそれが潰すという表現になるかわかりませんが、現実には飲用としては不適なので飲用しないようにという指導をしている場合もありますし、それからいろんな用途に使わないようにということで指導している、場合によっては、全く井戸を潰すということもありうる。ですから、状況に応じてその対応の仕方は、異なってくるということがございます。

<香野委員> ありがとうございます。もう一つよろしいですか。私の意見だけだったのですが、審①-4ですが、以前にいただいた資料と今回ので、前年度と違うところが黄色で着色されておりましたのでわかりやすくなっておりました。前回それがなかったもので、私なりに見て、書いたのですが、御回答いただき、わかりました。ありがとうございました。

<吉岡会長> はい、よろしいでしょうか。最初のところで江成委員から御回答いただきました。事務局からも何か補足的に御回答いただくことがありましたらお願いしたいと思います。

<環境対策課> 江成先生のおっしゃる通りだと思っております。場合によっていろいろケースがあるかと思えますけれども、こういう方策もあるということで、御意見いただいたものと認識しておりました。

<吉岡会長> ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは石澤委員お願いいたします。

<石澤委員> かなり細かいお話で恐縮なのですが、放射線の問題で審①-参考資料3を見まして、ちょっと気になった点を指摘させていただきたいと思います。

この1ページ目の底質と周辺環境のセシウム134、137、ストロンチウムもあるのですが、セシウムに関しまして、本年度の最大値が昨年度よりも増えている点です。セシウム134の半減期は確か2年ぐらい、137は30年ぐらいだと思いますけれども、セシウム137はまだ10年ちょっとですので、わからないでもないのですが、セシウム134の

方が特に湖沼で3倍近く最大値が増えて、その内容を3ページ目で見ますと、あまぬま（天沼）と読むのでしょうか、3,200ベクレルが最大値になっています。前年度は七ヶ宿ダムですが、天沼を見ますと、平成27年度にやはり最大値を示してしまして、3,700ベクレル、今回3,200ベクレルですから、半減期からするとちょっと説明が付きません。自然界のこういう動態というのを把握するのは非常に難しいことかと思うのですが、レベル的には、年間で基準となっているシーベルトからすると、換算をどうするかはややこしいと思いますけれども、問題のないレベルであることは確かなんですけれども、この動態について、環境省なり何なり、宮城県もですけれども、この点について何かお考えあれば、お聞かせいただければ。放射線の問題、非常に敏感な問題ですので、この辺はちょっと私、意外に、この結果を見たものですから、お答えがもしあれば聞かせていただければと思います。

<吉岡会長> それでは事務局の方からよろしいですか。お願いいたします。

<環境対策課> これは、環境省の方でやっている調査ということでございますけれども、県としてそれに対する考えということでの御質問でございました。一応、測定地点は同じポイントでやってございますけれども、必ずしも本当に昨年とったポイントと同じとも限らないというか、まだらになっていて、若干低いとか高いところはあるのではないかなと考えております。あと、沼というのは水の入れ替えがなかなかないということで、流れないで沈殿しているというところがあって、比較的高くなりやすいのかなと考えております。ですので、昨年よりも高くなったというのは、ばらつきかなと推測をしているところでございます。

<吉岡会長> いかがでしょうか。

<石澤委員> ばらつきということになれば、大変予算のかかることだと思うんですけど、どのぐらいばらついているかというのを調べるのが、学術的には必要なことではないかと思います。レベル的にはかなり低いレベルであることは確かなのですが、やはりこういう事故が起きた後の放射性物質がどのように分布していくかというのは、これかもしこういうことが起こるということを想定すれば、これは極めて重要な事柄ではないかと思っています。

<吉岡会長> 他いかがでしょうか。これについては、継続的に観測が必要だということだと思います。ただポイントによっては突発的に高くなるとか、それはサンプリン

グの状態であるとか、全部が多分おそらくサンプリングできないということもある中で今回そういうのがあったと、そういうデータも含めて、今回こういう形でしっかりと公表していただいていると。ただ全体的に見れば減少傾向にあるということだと思えますので、こういったケースについては、今後まだ必要だという観点で御発言いただいたものだと理解をしております。

どうもありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。

特に答申にあたって強い御意見はなかったものと受けとめておりますけれども、その方向でもし御異議がないということであれば、この案の通り、差し支えないということで答申することにしたと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

(2) 報告事項

① 宮城県環境基本計画の進捗状況について

<吉岡会長> 本日は報告事項1件、が予定されております宮城県環境基本計画の進捗状況でございます。

それではこれにつきましては担当課の方から御説明をお願いしたいと思います。

<環境政策課> (資料報①に沿って説明)

<吉岡会長> ありがとうございます。委員の皆様から御質問、コメントございましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。では香野委員お願いいたします。

<香野委員> ありがとうございます。ただいま説明いただきました9ページの政策4で、いろんな項目ありますけれど、大気、騒音、水、これは典型的な7公害のうちでも重要なもので、それで、71ページを見ますと、騒音の苦情件数がちょっと増加傾向にあるように見えるんですが、71ページ、騒音振動の現状というところ。これを踏まえると、先ほどの良好な生活環境が確保されているのか。

あと、この7公害の他の、昔ですと必ず7公害の苦情の件数の割合ってというのが出てきたものですが、ここで大きく取り上げられているのには、苦情件数としては、この騒音ですが、これはどう見るのでしょうか。

苦情は増加しているというふうな見方でよろしいのかどうか、この辺ちょっとお聞かせ

願えればと思う。

<環境対策課> 騒音苦情についてはですね、苦情全般でもありますけれども、コロナの影響で苦情件数が増加しているというふうな傾向がございます。その中で騒音に関する苦情、騒音振動に関する苦情は、かつてからですね、高い傾向にあるというのは、変わらないというふうな状況になってございます。

<吉岡会長> 何かもうちょっとコロナ禍のということで、なぜコロナでなるのかなというところをお願いします。

<環境対策課> 推測でございますけれども、やはり家にずっといるというふうなケースが多いということで、それによってですね、住宅、住んでいるところの周辺の騒音苦情というふうなものが増えてくるというふうな推測でございます。この公害等調整委員会で、全国的な傾向というコメントがございますけれども、本県も同様の傾向にあるかと思っております。

<吉岡会長> 在宅に伴って、普段あまり気づかなかったところに、皆さん気が回るようになって、それがこういった形で問い合わせが来ているのだということだと思いません。

他いかがでしょうか。私の方から確認させていただきたいですけれども、評価年度における状況のところマルバツがついているわけですが、ここは評価年度の目標数値というのは、その欄の左にある年度の目標数値という意味ですかそれとも第四期において達成されるべき目標数値に対して、この年度のところでは達成が十分であった或いはまだであったという見方になるのでしょうか。その辺いかがでしょうか。

<環境政策課> はい。基本的にはその評価年度ごとということですので。はい。そのようなとらえ方で、お願いしたいと思います。

<吉岡会長> そのような、というのは、要するに、評価年度での目標数値というのは、その左側にある年度と書いてあるところの数値に対し、達成されたのか、達成されなかったかということなのか、或いは第四期の最終年度としての目標に対して、この年度ではまだなのかもうすでに達成されているということなのか。

<環境政策課> 4期の目標に向けまして、年度ごとに立てた目標を載せておりますので、それぞれの途中過程で目標を個別に立てているものでございました。

<吉岡会長> そうするとバツがついたりするところは、次年度もっと頑張らないと

いけないという、そういうことになるわけですね。

<環境政策課> 失礼しました。廃棄物は最終年度の目標ということでございましてそれ以外のものは、最終目標に向けた年度ごとの目標を立てるといような整理をしております。

<吉岡会長> わかりました。その上でマルバツがついているということであればバツのところについては、次年度マルにするためには、プラスアルファの頑張りが必要ですよということになるわけですね。

<環境政策課> はい。さようでございます。

<吉岡会長> わかりました。他いかがでしょうか。では特にないようであれば次に進ませていただきたいと思います。

(3) 情報提供事項

① (仮称) 再生可能エネルギー関係新税の骨子案について

<吉岡会長> 続いて情報提供ということでございます。

2件ございますが、最初に「(仮称) 再生可能エネルギー関係新税の骨子案について」でございまして、これにつきまして、担当課の方から御説明をお願いしたいと思います。

<再生可能エネルギー室> (資料報③-1及び報③-2に沿って説明)

<吉岡会長> どうもありがとうございます。再生可能エネルギーの促進というのとその一方での環境保全、どういうふうを実現していくのかという、何か相反するって言ったらちょっと違いますかね。なかなか難しいところで、こういったような骨子案が出てきているということだと思います。何か御発言はございますか。それでは菅原委員お願いいたします。

<菅原委員> A3版の方の別紙の1「背景、目的」の、市民税の目的のところですけども大規模な森林開発の抑制と適正な誘導ということがあります。適地の誘導という、ことを、今会長おっしゃったように、相反することを何とかしようという話だと思うので、そうするとこの適地への誘導の方も、一定程度責任を持ってこの税を作るといふ必要性があると思います。その時に、例えば太陽光ですと、公共施設の屋根を使うとか、被災宅地はまだまだあるじゃないとか、駐車場を屋根つきにしたらどうかとかですね、一般住宅も含めてPPPという手法も今かなり促進されていると思います。そう

いうイメージができますが、一方で風力については、適地誘導の宛先、誘導先というものがあまり語られてないように私は感じています。

そのことを今どのぐらいに考えておられるか話をさせていただきたいのもう一つ税収の使途の中に、洋上風力のことが触れられているんですが、適地として書かれているわけではないと思いますけれども、具体的に秋田県などのように宮城県が何かすでにプロジェクト的なものを考えているのか、実際に民間ではこういうのがありますという話があるのかというところを教えていただきたいというふうに思います。それが1点目です。

2点目は、裏面の(5)非課税事項です。(5)の③については、これはまだ案ということですが、堅持していただきたいと思います。それが、CO₂削減を図るという国際的な共有、目的がある以上大事だと思いますし、あわせて市町村が認め、県が認定というところもですね、よく強調していただきたいというふうに思います。

最後にこれはあまり大きな問題ではないですが、参考としてご紹介いただいた税による政策誘導の豊島区のケースについて、私は、これは例として使うべきでないと思いました。なぜかというところ、豊島区は自分の区だけよければいいという考え方です。ワンルームマンションは他の区に行ってください、自分がよければ人はどうでもいいという考え方と半分取れます。実際そうなると思います。

いいか悪いかわかりませんが、これ平成16年ですが、平成26年の消滅可能性都市、全国の半分近くがそういうふうにレッテル張られたわけですけども、東京23区の中で唯一豊島区だけがそうされたので、そういうことに結びついていると思います。また、ちょっと全国市の市町で名前は言いませんがこれに近いことをやっているところがあります。例えば地方大都市圏のベッドタウンで、地域の面積がある程度決まっているので、町のブランディングも含めてですね、大きな家しか建てられないような仕組みを作っているところがあります。

そのことによって、所得の高い人を集めようという政策誘導しているところが実際にあります。それも自分だけよければいいという考え方にとれます。

いろんな意味がありますが、こういう意味で私はここにこの例を挙げるのは、税による政策誘導かもしれないですけども、必ずしも今回の宮城県の考え方は合わないともとれると感じたところです。以上です。

<吉岡会長> はい。ありがとうございます。事務局お願いいたします。

<再生可能エネルギー室> 御質問ありがとうございます。3点ほど御質問いただきました。

まず風力の適地の話でございます。太陽光でありましたら、一義的にはですね森林以外の場所に誘導できるかなと思っております。セカンドベストということではありますけれども森林を大規模に開発使用する場合であってもですね先ほど御説明した通り、地域と共生地域に貢献するような事業であればこれは非課税の道というのを今作っているというところでございます。

特に風力発電の場合ですと、事業性のある風況のよい場所ってというのはどうしても標高の高いところになって森林になってしまうということもあり、今事業計画を進めているところであればなかなか設置場所の変更って難しい事業者さんもおられることと思っております。ちょうど今進めているところは当面はですね、非課税を目指す事業者が増えるのではないかと、セカンドベストでありますけれども、これによりその地域との対話や環境への配慮等に関する取り組みが進んで、積極的にその地域貢献策にも取り組んでいただけるのではないかと、税がある前よりも、税をすることによってそういった動きが生まれるのではないかと考えておるところでございます。

これに関連して二つ目ですけれども、非課税の「上記に準じる事業」というところの質問ございました。非課税事項の三つ目③の上記に準じる事業の発電施設ということで、これは今おっしゃったような話の中で、促進区域を作ることが、市町村にとっては、なかなかハードルが高いということは承知しております。県としても、ガイドラインを作って支援したりとか、その地域協議会向けの補助金を新たに作ったりとか、できればその伴走型で支援をしていきたいと考えてございまして、そこも含めてですね、準じる区域、堅持して欲しいということで、御質問いただいたと思ったのですが、そこはそうように考えておりますので、よろしく願いいたします。

あとワンルームマンション税の例はあまりよくないということで確かにちょっと趣旨が違うものではあったのですが、検討の当初、法定外普通税、法定外目的でこの2種類があり、美作市さんの場合は法定外目的税、つまり目的があって、それに使うお金を取るっていう発想でしたけれども、そこから切り換えた一つのきっかけとなった税でしたので、すいませんここに参考として紹介させていただきました。

洋上風力については、ある意味、審議会で諮問し答申いただいたゼロカーボンチャレ

ンジ戦略の中でもありますし、2050年を目指した時の適地かなと思っておりまして、まだ先の話だろうということですが、いずれその2030年というところで考えたときには、なかなかですね、森林以外の風力については森林の適地がなかなか難しいというところもあって今回その促進区域みたいな話を出させていただいているのですけども。洋上風力は将来の検討テーマということで考えてございます。

<吉岡会長> 税の目的というところでの事例ということですが、税の本来の目的のところときちんと合致するような、そういうものをもし挙げるのであれば、ちゃんとその辺も見定めた上で、挙げていただきたいということだと思います。その辺もよろしく願いいたします。

あと適地云々というのについては短期的なところと長期的なところ、場所によってはかなり関係者との調整が必要な部分もあると思いますのでその辺を見定めながらということだというふうに思います。

<再生可能エネルギー室> 再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の方で、先ほど菅原委員のご指摘のような事例の話ですけれども、太陽光発電協会の方からも素晴らしい事例の紹介いただきましたし、風力も、世界風力学会の副会長さんがいらっしゃるのですが、その方からこういう事例あるよと教えていただきまして、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の方では説明させていただきましたので、後でさえも情報提供させていただければと思っております。

<吉岡会長> はい。あとはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

② 放射線・放射性物質のモニタリング状況について

<吉岡会長> それでは続いての情報提供でございます。先ほどちょっと話が出ましたが、「放射線放射性物質のモニタリング状況について」でございます。それでは本件につきましても担当課の方からの御説明をお願いします。

<原子力安全対策課> (資料報③-1及び報③-2に沿って説明)

<吉岡会長> それではただいまの御説明に対して、御発言はございますか。特にございませんか。オンラインの方もないですかね。

<吉岡会長> これは定期的に、今後もずっと、続けられるということによろしいですか。

<原子力安全対策課> 計画に基づいて、当面安全であるということを証明するためにも、モニタリングを続けて参りたいと考えております。

<吉岡会長> はい。ありがとうございます。

(3) その他

<吉岡会長> それでは議事の(3)その他につきまして事務局の方から何かございますか。

<環境政策課長> 事務局でございます。令和5年度におけます環境審議会の日程でございますが、こちら現在調整中でございます。4月以降に事務局から改めまして出席可能日の確認など行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

<吉岡会長> ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。では以上で終了させていただきます。マイクの方、事務局にお返しさせていただきます。皆さん御協力ありがとうございました。

4 閉会 (司会)